

令和元年度原子力規制委員会  
第75回臨時会議議事録

令和2年3月30日（月）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第75回臨時会議

令和2年3月30日

10:30～12:10

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の改正とこれらに対する意見募集の結果について（案）
- 議題2：原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について
- 議題3：令和2年度重点計画（案）について
- 議題4：緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方について
- 議題5：令和元年度第3四半期における専決処理について

○更田委員長

それでは、これより第75回原子力規制委員会臨時会議を始めます。

この臨時会議は、定例会議の議題が多数あるため、追加として公開で開催するものです。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般の方の傍聴を入れずにインターネット中継のみで行っています。

それでは、最初の議題は、「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の改正とこれらに対する意見募集の結果について（案）」です。

説明は、古金谷検査監督総括課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

資料1に基づきまして、御説明をしたいと思います。

これは「1. 経緯」のところに書いてございますけれども、昨年12月25日の第50回の原子力規制委員会の方で意見募集の手続を開始するというので、意見募集を1か月間行いまして、その結果というものをお示しすると、併せて意見募集をした5つの審査基準、あるいは審査に関する考え方というものについて、決定をいただきたいというものでございます。

では、意見募集の結果について御説明いたします。

意見募集の対象としましては、こちらに、1ページ目に書いてございます①から⑤のものでございます。

発電炉、研究炉の廃止措置計画の審査基準（発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準）、もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方）、同じく、東海再処理施設でございますけれども、廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方）、それから、もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方）、それから、東海再処理施設におけます廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方）、この5つということでございます。

では、主な意見について、別紙1でございますけれども、ざっと御説明をしたいと思います。別紙1を御覧ください。通しのページでいうと、3ページ目からでございます。

ほとんどについては、意味の確認、あるいは語句についての訂正というものでございました。主な中身に関する意見としましては、トータルの（通しの）ページで4ページ目の8番でございます。

当初、性能維持施設の性能について「機能ごとに維持すべき水準が示されていること。」ということで、「水準」という表現を使ったもので意見募集をしておりました。これについては、具体的にどういうものなのかということについて、この8番だけではなくて、いくつか御質問がございまして、こういった御質問を踏まえて、考え方の方を右側を書いておられますけれども、少し表現を変えらるということにしてございまして、中ほどのところから書いておられますけれども、その趣旨が明確となるように「性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等」と修正したいと考えてございまして。これが1つ目でございます。

2つ目でございますけれども、次の5ページの13番でございます。

ここににつきましては、提出意見のところに書いてございまして、  
「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備を導入する場合には、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。」ということございまして、こういった記載をしているのですけれども、「専ら廃止措置のために使用する施設又は設備」というものについての範囲が広いのではないかというような趣旨の御指摘、御質問がございました。

そういったことを踏まえまして、考え方の方に示しておられますけれども、この趣旨が明確となるようにということで「公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備」というような形に修正したいというところでございまして。

主な意見としては、この2つでございます。あとにつきましては、字句修正等々ございましたので、所要の改正（修正）をして、別紙2の（改正案の）とおりにしたいというところでございまして。

1ページ目のところ、最後（の paragraph）に書いておられますけれども、この審査基準あるいは審査の考え方については、本年4月1日から施行するという形で最終的に手続を進めたいと考えております。

説明の方は以上でございますけれども、少し（別紙1の）「考え方」のところ誤植がありましたので、そこだけ修正させていただきたいと思っております。

通しページの8ページ、23番のところの「考え方」の方でございます。2行目のところに「施設又は設備又は設備」ということで、「又は設備」が2つ書いてございまして、1つを削除したいと考えてございまして。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

細かいこととか、ほとんど揚げ足取りみたいになってしまうのですけれども、今、

説明があった通しの5ページの13番で「公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点」とあるのですけれども、線量の「抑制」と「低減」というのはどう違うのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

「線量を抑制し、」というところについて、あるいは「低減」というところでございますけれども、少しお待ちください。

すみません、理由になっていないかもしれませんが、これまでも使っている表現でございます、この表現をまた同じように今回も踏襲して使ったというところでございます。

○伴委員

目くじらを立てる話でもないのかもしれないのですけれども、例えば、被ばくをほとんどゼロにしたいと、防止したいということで「抑制」という意味を使っているのだとしたら、その場合は抑制するのは被ばくなのですよね、抑えるのは。被ばくをある程度することはもうやむを得ないけれども、できるだけ少なくしたい、線量を下げたい。それは「線量低減」と分かるのですけれども、「線量を」という目的語に対して「抑制」「低減」というのは、それだと同じになってしまいませんかということなのです。

○更田委員長

古金谷課長、これ、そうはいつでも割とずっと聞けてしまっているのだけれども、既出の部分、既に使われている部分というのは、文書でいうと、上位の部分で使われている部分というのは、該当するところを見つけられますか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

今、手元に持っているのは正にこの（発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の）審査基準そのもので、ほかでも使っているというところは手元にあるのですけれども、更田委員長がおっしゃるような上位の規則、あるいは法令上の位置付けがあるかどうかというのは、今、手元にございませんで、確認させていただければと思います。

○更田委員長

どうしますか、伴委員。

○伴委員

これはどうしても（施行まで）時間（に限り）がありますので、今、この段階で目くじらを立てるつもりはありません。ただ、どこかで全体として表現をできるだけ適正なものにするという努力は必要なのではないかなと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知しました。この（今の）原子力規制委員会の時間内に、どこか（上位の規則等に使用している例が）ないかどうかというところを検索するなどして、検討したいと思います。

今日の最後の方で、その結果については、一度御回答させていただきたいと思っておりますけれども、今、伴委員のおっしゃったようなところ、長期的な観点での見直しというところについては、改めて少し検討させていただければなと思っております。

○更田委員長

時間的にすぐ対応できそうですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検索するだけであれば、今、法令上、何かあるかどうかというところはざっと検索できるかと思っております。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

違和感がないかと言われると、そうでもないのですけれども、でも、これは被ばく量を抑制するように努力して、結果として被ばく線量を低減するという意味だとすれば、そうおかしくもないような気もするのですけれどもね。

○更田委員長

私も割と石渡委員と似た感覚なのは、この「又は」というのをどう取るかなのだけれども、「又は」の前後が異なるもので、それを「or」でつないでいると厳格に受け取るか、言い換えたというか、であれば（理解できる）。更に言えば、これを誤解されることによって、何か（問題が生じるか）。要するに、くどいだけですよね、言ってみれば。

○伴委員

これによって何か誤解が生じるということは多分ないと思っておりますので、その意味で、大きな問題ではないのだとは考えますが。

○更田委員長

では、古金谷課長に調べてもらってということにしましょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知しました。

○更田委員長

ほかに何かありますか。

では、今日のこの会議の後半にもう一回登場ということにして、一旦この議題は（おいておいて）、次の議題に移りたいと思っております。

2つ目の議題は、「原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について」。

児嶋総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、原子力規制委員会行政文書管理要領の改正につきまして御説明させていただきます。

今回の改正は、本年4月から施行される改正原子炉等規制法（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（改正法）第3条により改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法、炉規制法））、すなわち3条改正（改正法第3条による原子炉等規制法の改正）と、先般（今月11日）御決定いただきました組織規則（原子力規制委員会組織規則）等の改正を反映するものが主な目的でございます。

その概要につきまして御説明いたします。資料2の1.のまず（1）を御覧ください。「（1）法改正等の反映」でございます。

今申し上げた「ア 3条改正に伴う専決事項の整備」でございます。

具体的には、今回、原子力規制検査という形で評定することが決まっておりますので、その関係とその結果を通知・公表するものを、それぞれ長官、課長専決として新設しております。

それ以外には、その下にございますが、検査制度の変更に伴いまして、例えば「使用前検査」を「使用前確認」と用語を変更したりとか、そういうものを変えております。

また、廃止になった検査がもろもろございますので、それに関する専決事項の欄は削除させていただいております。

1.の（1）のイの関係ですけれども、これは先般（今月11日）御決定いただいた組織規則の改正の関係で、例えば「法規部門」を「法務部門」に変えたり、「法務調査室」を「法令審査室」に変えたりという変更を考えておりますが、その関係で課室名等を変更するものでございます。

それ以外には、「ウ その他記載の適正化」ということで、表現が統一されていなかったものの統一等をしております。

もう一つでございます。1.の（2）でございます。この「（2）専決者の変更」につきましては、3条改正とは関係なく、これまでの運用を踏まえて、変更を御検討いただきたいと考えております。

すなわち、これまで長官専決で御報告しておりました「使用の期間及び方法の承認」、また「使用前確認（従前は使用前検査）の省略の指示」という部分につきまして、長官専決としておりましたけれども、まず、そもそもこれは使用前検査の合格という部分につきましては、原子力規制部長で専決しておりました。

それに加えて、今回、（原子力規制委員会行政）文書管理要領の改正を検討する過程で、原子力規制委員会発足以降のこれらの長官専決で処理しているものの実例を見ますと、判断が定型化しております。

すなわち、その下にございます米印（※）で「使用の期間及び方法の承認」というのは、この場合、同じ工事計画認可を受けた工事計画の中で、工事が完了した機器を使用しないとほかの工事に着手できない場合、一連の工事がもうつながっている場合に、この場合は承認をしております。

また、「使用前検査の省略の指示」につきましては、工事を伴わないけれども、工事計画を変更する場合がございます。このようなもののみ、承認又は指示等をしておりますので、これらにつきましては、非常に単純で、かつ、御報告することもある程度限定的かと思われましたので、原子力規制部長専決に変更したいと考えております。

つきましては、「2. 今後の予定」でございますが、もし上記の方針につきまして今回御了承いただけたら、原子力規制委員会行政文書管理要領の別表2に、規則、告示等の制定、改廃で軽易なものに限りましては、長官専決でできると書いてございますので、長官専決で処理を行いたいと考えているところでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○更田委員長

概要の中で示されている1. (1)は、非常に形式的なものです。ほかの改正のいわゆる「ハネ」といいますか、「ハネ」と呼んでいるけれども、用語の変更等に伴うものを反映させたもの。(2)の方は専決者の変更ですけれども、御質問、御意見はありますか。本件はよろしいですか。

それでは、原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について、説明のあったとおり変更を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について、事務局案を了承します。事務局において作業を進めてください。ありがとうございました。

3つ目の議題は、「令和2年度重点計画(案)について」です。

これは、これまで(年度)重点計画、それから、マネジメント委員会の評価等について議論を進めてきたところですが、令和2年度の重点計画の案について、監査・業務改善推進室の本橋室長から。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室(監査・業務改善推進室)の本橋でございます。

資料3に基づきまして、「原子力規制委員会令和2年度重点計画(案)」「(「令和2年度重点計画(案)」)」について御説明申し上げます。

1ページ目を御覧ください。「1. 趣旨」でございます。

原子力規制委員会マネジメント規程第14条に基づきまして、年度重点計画を定めるものでございます。

「令和2年度重点計画(案)」は、別添のとおりでございます。資料の2ページ目以降を御覧ください。

3ページ目が表紙でございますけれども、4ページ目でございます。「<まえがき>」といたしまして説明が書いてございますが、令和2年度重点計画は、令和2年2月5日に



新たに策定いたしました（原子力規制委員会）第2期中期目標（中期目標）を踏まえ、令和2年度において重点的に取り組む事項について定めるものでございます。

また、令和2年度重点計画においては、各施策に応じて以下の3つの区分に分類してございます。これらの区分については、年度末の評価の際に考慮するものとして整理してございます。

「（Ⅰ）」が既定の方針に基づき確実に実施するもの。

「（Ⅱ）」が改善事項等一定の新規性のあるもの。

「（Ⅲ）」が新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの。

このような分類で区分してございます。

なお、本計画と行政評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）に基づく行政評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、政策体系についても別紙のとおり定めるとしております。この別紙については、本計画の最終ページ、通し番号でいいますと27ページ目でございますが、そちらは適宜御覧いただければと思います。

本文については、参考資料1に基づいて御説明させていただきます。通し番号の28ページ目以降を御覧ください。

本参考資料1は、既に原子力規制委員会決定しております中期目標と対応させまして、「重点計画（案）」と「評価の視点（案）」を整理したものでございます。

「重点計画（案）」につきましては、本年3月11日のマネジメントレビューで報告いたしました、令和元年度の達成状況の評価を踏まえた次年度の取組の方向性をベースとして作成してございます。

本日は、本年3月18日のマネジメントレビューで頂きましたコメントを踏まえ、重点計画に反映したもの、また、先ほど御説明いたしました「挑戦的なもの」として、区分（Ⅲ）と整理したものを中心に御説明いたします。

なお、本年3月18日の資料につきましては、参考資料2として添付してございます。

また、「評価の視点（案）」を右の欄に記載してございますが、定量指標はマル（○）、定性指標はポツ（・）として整理してございます。

まず、大きな1項目目、「1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」でございしますが、通し番号29ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューにおきまして、ホームページの検索性改善についてのコメントがございました。それを踏まえまして、1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目でございますけれども、検索性が高く、利用しやすいホームページにリニューアルすること、また、ホームページの掲載資料の検索性向上を図るため、アーカイブ検索システムを整備し、一般公開すること。また、ホームページ及びアーカイブシステムに保存されている資料が将来の情報管理においても連携できるような仕組みを検討し、効果的なルール作りを行う、このような取組を記載してございます。

なお、アーカイブシステムの整備につきましては、2ポツ目、3ポツ目は区分（Ⅲ）と整理させていただいております。

また、4ポツ目のホームページに掲載する取組について、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の映像公開等、分かりやすいコンテンツの作成の観点から、コンテンツの作成・公開を行うということで、こちらについては区分（Ⅲ）として整理させていただいております。

続きまして、通し番号30ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューのコメントにおきまして、安全文化について、より包括的な自己評価の展開をすべきとのコメントを頂きました。それを踏まえまして、より包括的な自己評価の実施を含めた安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、活動を開始すると記載をしております。

続きまして、通し番号の31ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューのコメントにおきまして、マネジメントについて、文書の体系化を進めるべきであるとのコメントを頂きました。それに基づきまして、原子力規制委員会の業務マニュアルの整備及び一元的管理を進めること、また、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める、このような記載をしております。

続きまして、通し番号32ページ目を御覧ください。

こちら、最初の1ポツ目でございます。マネジメントレビューのコメントにおきまして、収集した知見の規制への反映が重要であるとのコメントがございました。「（国際協力）」のところで我が国の原子力規制の継続的改善につなげるとございますけれども、それに対応させた「評価の視点（案）」の2ポツ目のところで「得られた知見が原子力施設の安全規制の改善に活用できたか」、このような「評価の視点（案）」を入れてございます。

続きまして、通し番号33ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューにおきまして、委託事業の不適切な実施等があったため、事業の適切な管理に関する評価、こういった視点が必要ではないかとのコメントを頂きました。

33ページ目の下から2つ目（のポツ）でございますが、これを踏まえまして「会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める」、このような記載を入れてございます。

続きまして、通し番号34ページ目を御覧ください。

一番上のポツでございます。令和3年度更新予定の行政LANシステムについて、必要な手続を行うと記載しておりますが、こちらは区分（Ⅲ）としてございます。これについては、快適なテレワークの環境整備であるとか、全庁的な無線LANの導入、また、庁内外にPCを持ち運びできるようなシステム、こういったものに取り組むということで、働き方改革を念頭に置いた改善を予定しております。したがって、区分（Ⅲ）と整理させていただいております。

続きまして、通し番号36ページ目を御覧ください。

上から2つ目のポツでございます。マネジメントレビューにおきまして、研修の質の向上に関するコメントがございました。この中で「また、」以降のところでございますけれども、「研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行う。」、このような記載をしてございます。

その下でございます。こちらは、マネジメントレビューにおきまして、マネジメントにおいては任免や賞罰を適切に行うべきとのコメントがございました。それを踏まえまして、職員に適切なキャリアパスを提供し、適切な処遇を行う、また、職員が現についているポストと自己の能力が発揮できている度合いを調査し、任用に反映する、このような計画にしております。

通し番号37ページ目を御覧ください。

その下（2段目）のポツでございます。区分（Ⅲ）としてございますが、原子力規制事務所職員に技術的・専門的なアドバイスを実施できる部署を明確にすること、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための横断的なチームを設置する、このような新たな取組を記載しております。したがって、区分を（Ⅲ）と整理させていただいております。

同じページの一番下のポツでございます。マネジメントレビューにおきまして、安全研究、人材育成における研究倫理、基本的なマナーの必要性についてのコメントがございました。それを踏まえまして、安全研究や人材育成に当たっては、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢について遵守する取組を行う。このような計画を記載しております。

続きまして、大きな2番目の「2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化」の項目でございます。通しページ数でいいますと、39ページ目を御覧ください。

一番上のポツでございます。マネジメントレビューにおきまして、安全性向上評価の活用を図るべきとのコメントがございました。それを踏まえまして、この重点計画においては、安全性向上評価の適切な確認や、事業者とのコミュニケーションを通じた事業者の自主的取組を促進させるとございますが、「評価の視点（案）」のところ「また、」以降でございますけれども、「事業者の安全性向上評価について、その制度及び結果を効果的に活用するための取組を行ったか。」、このような視点を入れてございます。

続きまして、通しの40ページ目を御覧ください。

先ほどのマネジメントレビューにおけるコメントと同様でございますが、研究倫理の必要性のコメントを踏まえまして、通しの40ページの中ほどのポツでございますが、「評価の視点（案）」のところで、安全研究の「実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。」、このような視点を入れてございます。

続きまして、通し番号42ページ目を御覧ください。

一番上のポツでございます。区分（Ⅲ）として整理してございますが、発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、一定の結論を得る、また、電磁的障害に係る知見等を踏まえ、制度改正の要否等について検討を開始するというところで、「新

規性が高く挑戦的なもの」として、区分（Ⅲ）として整理してございます。

続きまして、通し番号44ページ目を御覧ください。

下から2つ目でございます。区分（Ⅲ）として整理してございますが、バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、改善点を抽出し、制度の体系化を図ると記載してございます。

その下のポツでございます。こちらも区分（Ⅲ）として整理してございます。リスク情報の活用を進めること、また、グレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全性の重要度に応じた規制要件などを見直す、このような取組を記載してございます。

45ページ目の中ほどのポツを御覧ください。

廃止措置についてでございますが、区分（Ⅲ）として整理してございます。東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な措置等（※正しくは、必要な指導等）を行うということで、区分（Ⅲ）として整理してございます。

同じページの一番下のポツでございますが、マネジメントレビューにおきまして、ウラン廃棄物の規制基準の整備についてのコメントがございました。それを踏まえまして「ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備に向けて検討を行う。」と記載してございます。こちらについては、区分（Ⅲ）としてございます。

続きまして、大きな3の項目でございます。「3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」でございます。通し番号でいいますと、48ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューにおきまして、いわゆる3S（原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards））の調和について、文書の整備だけではなく、業務を適切に行うことが必要であるとのコメントがございました。

一番下のポツでございますけれども、3Sのインターフェースの強化について、これらの調和に関する内部文書にのっとり、業務を適切に行いつつ、改善を図る、このような記載を入れてございます。

続きまして、「4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」でございます。通し番号49ページ目を御覧ください。

一番下のポツでございます。マネジメントレビューにおきまして、実施計画（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画）の対象とすべき範囲の見直しが必要であるとのコメントがございました。それを踏まえまして、一番下のポツとして、1Fにおける廃炉作業の進捗や、これまでの実施計画の審査に係る知見の蓄積を踏まえ、実施計画に定めるべき事項の見直しを行う。このような記載を入れてございます。

続きまして、「5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」でございます。通し番号でいいますと、51ページ目を御覧ください。

51ページ目の一番下のポツでございます。区分（Ⅲ）として整理してございますが、「岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方につい

て検討する。」。これについて区分（Ⅲ）として整理してございます。

最後になります、通し番号54ページ目を御覧ください。

マネジメントレビューのコメントにおきまして、オフサイト対応に係る意思決定訓練、オンサイトとオフサイトの連携についてのコメントがございました。これを踏まえまして、一番下のポツでございますが、緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について、意思決定訓練等を実施すること、オンサイト系との連携も含め、課題となる事項を整理し、検討を開始すると記載してございます。こちらも区分（Ⅲ）として整理してございます。

本文の説明は以上でございますが、1ページ目にお戻りください。「3. 今後の予定」でございます。

本計画につきまして原子力規制委員会で御決定いただきましたら、本計画に基づいて業務を進め、令和2年度末のマネジメントレビューにおいて達成状況の評価を行うことを通じて、継続的な改善を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○更田委員長

この重点計画を決定した後に、原子力規制庁内の支分組織がそれぞれの業務計画を作って、さらに、それが今度、個人の方の年間の計画に落とされていきますので、今日ここでしっかりと中身を作っていきたいと思うのですけれども、御質問、御意見、御異論があれば。

田中委員。

○田中委員

何点かあるのですが、1つ目は、今回から3つの区分に分けて（性格に応じた3つの区分を各施策に付けて）書いていますね。これ（4ページの「<まえがき>」）を見ると、年度末に各施策の実施状況の評価する際には、これらの区分も考慮すると書いてあるのだけれども、具体的にどのようにこれらを使って、どう考慮することになっていくのですか。

○村山長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の村山です。

書いてある施策の内容が達成できたかどうかについて、そもそも確実にやらなくてはならないものについては、確実に実施して当然といいますか、足りないところがあると駄目だという評価になると思うのですけれども、一方で、新規性が高くチャレンジングなものについては、区分（Ⅰ）のものに比べて、完璧にやり遂げないと十分な評価が与えられないかという、そういうことではないだろうということで、評価の際には（Ⅰ）から（Ⅲ）の性格を考慮したらどうかという御提案でございます。

○田中委員

年度末にどのようにこれを使うかというのは、そのときにまた興味を持って、関心を持って見ていきたいと思えます。

あと2つぐらいあるのですけれども、1つ、マネジメントシステムのところ（8ページ）

で「組織全体の定着化」とかいう言葉を使っているかと思ったのだけれども、定着化というのは、マニュアル文書を作ること、イコール、定着化なのか、マニュアル文書を作って、それを基にして、それを有効に活用できることまでを含めて定着と言っているのか、それはどちらなのですか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

御指摘の点については、文書を作るだけではなくて、当然、それを基に適切に運用すること、これがきちんと庁内で図られることをもって、我々としては定着化すると理解してございますので、そのようなことを目標に進めていきたいと考えております。

○田中委員

そうすると、「評価の視点（案）」のところは書き直さないといけないかもわからないですね。これは文書等々の作成までしか書いていないと思いましたので。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

こちらについては、当面、来年度の計画ということでございますので、来年度に何ができるかということで、先ほど申し上げたのは最終的な目標といたしますか、ゴールに近いものを私としてはイメージして申し上げましたが、来年度としてできる場所としては、今こちらに記載のものと考えてございますので、まずできる場所から始めるということでございます。

○田中委員

あと、2つ目は、これは大したことはないのですけれども、重点計画の6ページ目のところを見ると、「（外部とのコミュニケーションの充実）」のところ、CEO（経営責任者）、CNO（原子力部門の責任者）うんたらかんたらで、後半に「炉安審・燃安審」（原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会）と書いてあるのだけれども、これはかなり性格が違うものだから、炉安審・燃安審は分けて書いた方がいいのではないかなと思うのが1つ。

もう一つ、8ページを見ると「（国際協力）」というのがあって、ざっとあって、後半部分は行政文書管理とか定員要求等を書いているから、項目の（性格が）違うところの間に1行入れるか、あるいは小項目を作った方が分かりやすいと思います。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

申し訳ございません。今、御指摘が2点あったと思うのですが、ページ数を確認させていただきませんか。今、どの資料の何ページ目を御覧いただいて、御発言されたものでしょうか。

○田中委員

通しページの6ページ目で「（外部とのコミュニケーションの充実）」というのがありますね。その2つ目のポツのところ「CEO、CNO、ATENAとの意見交換、」とあって、後半に「炉安審・燃安審を随時開催する。」とあるのですけれども。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

場所は特定いたしました。もう一度コメントをお願いできますでしょうか。

○田中委員

炉安審・燃安審というものとCEO等との意見交換とは性質が違うものだから、これは分けて書いた方がいいのではないかというのがコメントです。

○更田委員長

この点は、ほかの委員、いかがですか。

性格が違うといたら、CEO、CNOとの意見交換とATENA（原子力エネルギー協議会）もまた違うし、CEO、CNOというのは基本的に被規制者、ATENAは言ってみれば業界団体。それから、（委員による現場）「視察及び関係者との意見交換」、これは、例えば、地元の市長たちとの意見交換等も意識して書かれているのだろーと思えますが。

○伴委員

この書き方だと、炉安審・燃安審を開催することを求めている、別に炉安審・燃安審の会長との意見交換をという話ではないわけですね。だから、そうすると、確かに田中委員がおっしゃるように、何か異質のものであるような気がするのですが。

○更田委員長

そうですね。これは事務局に向けて言ってもらっても困るので、決めるのはこちら（委員）です。

田中委員、案文はありますか、2つに分けたときの。

○田中委員

一番シンプルには、これを2つのポツにすればいいだけなのだと思うのですが。あるいは、もっと難しくなってくると、「（外部とのコミュニケーション）」の中に炉安審・燃安審の随時開催というのがそこに入ってもいいのかという議論まで行くかも分からないのですけれども、それはまた大変な議論になるかと思えますので。

○更田委員長

炉安審・燃安審は外部だと思えますけれどもね。

これで決めましょう。分けますか、それともこのままでいいですか。

分けた方がいいという人。（田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員挙手）

○更田委員長

多数ですね。

そうすると、「CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換」を（1つのポツにする）。「意見交換」というのは、あれなのですね、一般名詞ではなくて、意見交換をする機会のことを指しているのですね、これはきつとね。

分けるかな。では、分けた方の炉安審・燃安審の方のポツの具体的な文章を提案してください。

次長。

○片山原子力規制庁次長

ポツを分けずに「CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を随時行う。また、炉安審・燃安審を随時開催する。」と。

○更田委員長

今の片山次長の提案で許容可能な人（は挙手願います）。（挙手なし）

許容できないという人（は挙手願います）。（挙手なし）

どちらですか。私は（片山次長から示された）折衷案でいいように思いますけれども、いかがですか。田中委員、よろしいですか。

○田中委員

はい。

○更田委員長

本橋室長、書き取れましたか、片山次長のやつ（提案）。オーケーですね。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

はい。

○更田委員長

もう一つの田中委員の指摘というのは、通しの何ページですか。

○田中委員

8ページです。それで、真ん中辺りに「（国際協力）」とありますね。だーっと見て、下の方のものは行政文書管理とか定員要求等を書いているから、国際協力ではないので、1行空けるか、別の小項目を立てた方がいいかと思います。ただ単に整理だけの問題で。

○更田委員長

下から4つ目のポツ以降ということですね。

下から4つのところ（ポツ）、性格が違いただろうと。国際協力そのものではなくて、そのための体制整備だということですね。

○田中委員

参考資料1の方は別の枠の中に入っているのですけれども（32～33ページ）、重点計画の方では。

○更田委員長

そうしたら、これはエディトリアルですね。（重点計画で）そこ（下から4ポツ目のところ）を空けて括弧を付けて（小項目を付ける）。「国際協力のための体制整備」なのか、これ（下の4つのポツ）は。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

これは一般的な規制業務の業務基盤の充実の一般的な話が、最後、固まりで出てまいりますので、どうしますかね。

○更田委員長



フラグメントの発言ばかりですね。

○片山原子力規制庁次長

よろしいですか。それでは、上5つまでが「(国際協力)」ということで、その後、括弧(書きの分の1行)を空けて「(バックオフィス業務)」というような格好でよろしいかと思うのですが。

○更田委員長

だから、内容としては分かるけれども、具体的な表現で「バックオフィス」と書きますか。

○片山原子力規制庁次長

はい。つまり、文書管理、予算、機構定員、情報システムという固まりでございますので、言ってみると官房業務。

○更田委員長

「官房業務」というのも一般人には通じない表現ですよ。極めて業界用語ですね。

国際協力とは関係ないのですよ。要するに(組織)全体(に関わる話)なので、これはね。「管理体制の充実」としか見えないけれども、内容としては。

○石渡委員

よろしいですか。(これらが記載されている)(2)のところに「(2)規制業務を支える業務基盤の充実」とありますから、この「業務基盤の充実」というのを(小)項目名にすればいいのではないですか。

○片山原子力規制庁次長

事務局はそれでも結構です。

○更田委員長

では、そのほかの国際協力というのは何なのだという気もするな。国際協力がそもそもここにいるのが不思議なのか、そうすると。

例えば、先ほどの通しの6ページで「(外部とのコミュニケーションの充実)」というのは(1)のカテゴリーの中に入っているのですよ。「(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践」というものの中に、国内とのコミュニケーションに関しては、こちらに入っている。一方で、国際協力になると、急に「(2)規制業務を支える業務基盤の充実」の方に入ってくる。これは変だろうと、そう言われてみれば。

むしろ、それならば、「(国際協力)」で括弧が付いていて、その下のポツの5つ、これを丸ごと(1)の方へ移すのではないのかという。

ただ、一方で、(1)の方には既に「国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。」とあるのです。構造的に何か不思議ですね、これは確かに。でも、「(国際協力)」が(2)の方にあるのは不思議ですね、確かにむしろ。

○村山長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の村山ですが、よろしいでしょうか。

今、御覧いただいているのは、通し番号でいうと32ページ目からになると思うのですが、  
れども、中期目標の方で元々国際機関との具体的な3S、放射線防護の協力については、「(2)  
規制業務を支える業務基盤の充実」の中に整理したという経緯がございます。

○更田委員長

そうか。だから、中期目標にのっとっているということね。そうすると、中期目標との  
間の整合というのは、これは重要で、そうでないと整理がつかなくなってくるので。

そうすると、それはのむとして、そうすると、折衷案的な解決策にはなるけれども、通  
しの8ページの下から4つ目のポツ以降のものに対しては、その上に括弧を立てて、その  
中の文言をもう一回だけれども、「業務基盤の充実」とこれだけやってしまうと。文書管  
理と、それから、定員、要するに人のリソースですよね。会計、それから、管理業務、そ  
して、最後がLANシステムか。

○伴委員

管理業務というのが出てくるので、例えば、「管理業務の改善、効率化」のような表現  
では。

○更田委員長

そちらかな。具体的な提案を。

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

「(管理業務の確実な遂行)」。管理業務というのは、まずもって確実に遂行するとい  
うのが一番大事でございますので、それを強調してはいかがかと思いますが。

○更田委員長

そうしたら、その上の「(国際協力)」は「(国際協力の推進)」か何かだね。

○片山原子力規制庁次長

はい。そういう用語を付けてもいいかと思えます。

○更田委員長

ほかのところ、ほかのページの括弧の中を見ると、「これこれの実施」であるとか、「こ  
れこれの確保」であるとか、そういう形になっているので、それで統一を進めるのだつた  
ら、この(2)のところは、上の(2番目の)括弧のところは「(国際協力の推進)」で、  
その下から5つ目のポツと4つ目のポツの間を空けて、括弧を入れて「(管理業務の管理)」  
ですか。

○片山原子力規制庁次長

「(管理業務の確実な遂行)」。

○更田委員長

「(管理業務の確実な遂行)」、よろしいですか。(首肯する委員あり)

これは章立てというか、項立てのもので中身ではないけれどもね。では、そのように(し

ます)。

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

言葉の件なのですけれども、例えば通しの6ページ目に、ホームページのところで「N-ADRES」(原子力規制委員会アーカイブ検索システム)というのですか、これは新しいアーカイブ検索システムを作るということなのですけれども、いきなりこの略語がぽっと出てきて、これは多分、何か元の英語の長ったらしい名前があるのだと思うのですけれども、それがもしあるのであれば、それを何か注で付けていただいた方がいいと思うのですね。名前自体は別にこれでもいいと思うのですが。

それから、通しの14ページ目の(2)の安全研究の推進のところ「GENERIC ISSUES タスクフォース」というのがいきなり出てくるのですけれども、どうも聞くところによると、これはNRC(米国原子力規制委員会)の同じ名前の組織をそのまま持ってきたのだというようなことを聞いたのですけれども、この「GENERIC ISSUES」という言葉はあまりなじみがないと思うのですね。これはできれば訳語にさせていただいた方がいいと思うのですけれども、これをそのまま使うというのであれば、それでも結構ですけれども、どういう意味なのかというのをやはり示していただきたいと思うのですよね。いかがですか。

○大村長官官房審議官

よろしいでしょうか。

○更田委員長

待ってくださいね。まず、とにかく委員間で(議論します)。

例えば、この「GENERIC ISSUES タスクフォース」というのは、まだ原子力規制委員会として説明を受けているわけではないですよ。ここに重点計画として書くのであれば、「実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集」、「収集し、」というのはどこが主体なのだ。主語はどれなのだ。収集するためのタスクフォースを運営するということなのか、それとも。そうなのかな。確かに、言われてみると、前段の「収集し、」の主語は分からないですね。

しかも、設置するタスクフォースの名称がこの重点計画に必要なかというと、まだこのタスクフォースの名称も原子力規制委員会としては決めたわけでもないと思うので、一般化しておけばいいのではないのかなと私は思いますけれども、どう思いますか。

そもそも「GENERIC ISSUES」というのは元々NRCで使う用語ですけれども、ここで「GENERIC ISSUES」という用語を使わなくても、十分意図は示せると思うのですね。タスクフォースの名前が出てくるから、かえってややこしくなっているのであって、この上の「安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集」するのがこのタスクフォースなのだとしたら、「最新知見を収集するためのタスクフォースを設け、これを運営する」でいいと思うのですが。

その下には「国内の自然事象に関しては、上記タスクフォースの活動の一環として、」とやっておけばいいわけで、そうしないから「GENERIC ISSUES」とは何だと説明しなければならないのだろうと思うし、ただ、共通用語として使いやすい用語ではあるというか、なじみのある人にとっては使いやすい用語ではあるのだけれども、それをここへ引く（記載する）のはふさわしくないと思います。

書いた人の意図というか、本橋室長、「最新知見を収集し、」というのは、このタスクフォースの役割として書いたわけですか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

私の理解では、最新知見を収集するというのは原子力規制庁だと私は理解をいたしました。

○更田委員長

そうだよな。国際会議への出席は様々な部署がやっているし、学会活動へも様々な部署が参加して（いて）、そうすると、このタスクフォースの役割というのは何だ。

○大村長官官房審議官

すみません。よろしいでしょうか。

○更田委員長

少し待って（ください）。

2つ目のポツを見ても、このタスクフォースというのは不思議ですね。

○片山原子力規制庁次長

よろしゅうございますか。事務局からファクトを説明させていただいた方がいいと思うのですが。

○更田委員長

少し時間を下さい。

よく意味が通らないな。

何ですか。

○大村長官官房審議官

審議官の大村です。

この「GENERIC ISSUES タスクフォース」ですけれども、技術基盤グループで運営しておりますが、技術基盤グループの方で、これは広く学会活動等や国際会議等の出席で最新情報を収集した膨大なものから、それをスクリーニングするという作業をしておりますけれども、そのスクリーニングの作業を、最終的にこういうスクリーニングをしようというのを作業しているのが「GENERIC ISSUES タスクフォース」ということになります。

ですから、「GENERIC ISSUES タスクフォース」という名称を別に用いる必要は必ずしもないので、最新情報を収集し、これを規制に役立てるための、要するに、スクリーニング作業を実施すると、そういう形が一番正確かなと思います。

○更田委員長

そうすると、提案ですけれども、最初のもの（ポツ）は「実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、分析する。」、（2つ目のポツは）「国外で今後発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。」でいかがでしょうか。

「GENERIC ISSUES タスクフォース」というのは、重点計画に名前を出すのはおかしいと私は思います。ですから、原子力規制庁の活動として記述されるべきであって、今、私が申し上げたものでよろしいでしょうか。（首肯する委員あり）

○更田委員長

ほかにありますか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

すみません。今一度修文案を確認させていただければと思いますが。

○更田委員長

はい、言ってください。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

まず、1点目、「得られる知見を収集し、分析する。」

○更田委員長

「最新知見を収集し、」でもいいですよ。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

失礼しました。「最新知見を収集し、分析する。」

2ポツ目が「また、国内の資源事象に関しては」、「政府機関、研究機関」とつなげて「GITFの活動の一環として」を削除するという修文案でよろしいでしょうか。

○更田委員長

いいえ。そのポツの最後も変わる。「それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。」

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

「技術情報検討会において検討する。」承知いたしました。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

事務局に確認なのですけれども、通しページの6ページから7ページにかけて「ホームページ」という言葉が何度も出てくるのですが、これは中期目標でもこういう表現をしていたのですか。つまり、これは正確には「ウェブサイト」だと思うのですが。

○村山長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の村山です。

「ホームページ」という用語は中期目標でも用いております。

○伴委員

そういうことであれば、結構です。

○更田委員長

これはいいのではないですか。

ほかに。

石渡委員。

○石渡委員

先ほど最初に申し上げた「N-ADRES」の件も、これはオーケーですね。何かフルネームを付けていただくということで。

○更田委員長

アプリケーションだから（ですね）。これもどうなのだろう。今の脈絡からいうと、重点計画にこんなアプリケーションを載せなければいけないかというのはありますね。通しページの6ページ、上から6つ目のポツ、「ホームページ掲載資料の検索性向上を図るため、原子力規制委員会アーカイブ検索システム（米国原子力規制委員会のADAMSのような資料データベース）を整備し、一般公開する。」

「ホームページ及びアーカイブ検索システムに保存されている資料が」と「N-ADRES」を取ってしまえばいいのだろうと思います。

よろしいですか。（首肯する委員あり）

○更田委員長

いいですか。ほかに。

先ほど田中委員の指摘の中に（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）と区分分けをしたよねと。私は、これは割とポジティブに受け止めているのは、自分の組織の計画を立てるときというのは、最後の達成度を上げようと思うと、計画のレベルを下げておくという手法が取られてしまう、残念ながらね。だから、評価時の達成度を気にしてチャレンジングなものを除いてしまうということのないように、チャレンジングなものでも書いておこうということで、これは本当にできるかなと思って書きつつ、ただし、「（Ⅲ）」と明示してあれば、それを掲げていくことができるだろうということで、これはどこかからコメントをもらいましたよね。政評懇（原子力規制委員会政策評価懇談会）でしたか、政策評価懇談会からのコメントの反映ですよ。私はこれはやってみる価値があるのだろうと思っています。

（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）付けについては、多分、皆さん、これは（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）と事務局の方として案として振ってもらっていますけれども、何かその点についても御意見があれば伺いたいと思いますが、よろしいですか。

例えば、3段表（参考資料1）の方でいう通しの40ページの下から2つ目のポツで「令和2年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全

研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA（日本原子力研究開発機構）安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。」というのが（Ⅱ）になっているのだけれども、これは本来業務そのものであって、正に（Ⅰ）なのではないかと私は思うのですが、これを「改善事項等一定の新規性のあるもの」（Ⅱ）というのだけれども、それは新規性といったら研究のこういう評価うんぬんだけれども、これはもうあなたの仕事でしょうという感じがするので、私は（Ⅰ）だと思えますけれども、委員の皆さんはいかがですか。（首肯する委員あり）

○更田委員長

では、ここは（Ⅰ）に変えることにします。

ほかに何か。よろしいですか。

○田中委員

（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、各々の項目について、じっくりと見ているわけではないので、いいと思います。また実際の年度末の評価のときに、今あったような意見も参考にして、どのような評価になっていくか見たいと思います。

○更田委員長

もう一つ、私からいいかな。

伴委員、51ページ一番下のポツ、「岩石等に含まれる天然の」というのはNORM（自然起源の放射性物質）ですね。これは（Ⅲ）なのでしょうか。

○伴委員

私はこれが（Ⅱ）であるか、（Ⅲ）であるかということよりも、原子力規制委員会としてどこまで何をやるのかというところが、これだと（分からなくて）、むしろこれは放射線審議会とか、そちらの方で議論されるべき内容が相当あると思うのですが。だから、原子力規制庁が放射線審議会の事務局として、そこに一定の貢献をするという意味ならばいいのですけれども、何かこれだと、原子力規制委員会だけで全て（やる）というように読めてしまうのは気になります。

○更田委員長

これはICRP（国際放射線防護委員会）（のレポート）も出たのでしたか、ドラフトなのでしたか。もう出ているのでしたか。ですから、ICRPのレポートが出ているものだけれども、確におっしゃるように、これは放射線防護の在り方について検討するという主体に原子力規制委員会がなり得るわけではなくて、伴委員がそう言われるのであれば、この文章を少し変えた方がいいですよ。

でも、これは中期目標の文章ですよ。そういう意味では、なるほど（Ⅲ）なのかもしれない。これは中期目標の文章だから、重点計画に出てきて、それがそのまま出てきて、それが駄目だというわけにはいかないから、これはこういう形になるのではないかな。

同様の脈絡でいうと、（IAEA（国際原子力機関）の）IRRS（総合規制評価サービス）の

イニシャルミッションの指摘等を踏まえというのがあるのですけれども、52ページですが、真ん中のカラム（縦の列）に2つそういったものがあって、「IRRSイニシャルミッションの指摘等も踏まえ」というのと、それから「IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ」というのがあって、これも両方（Ⅱ）になっているけれども、まあいいかという感じではある。（Ⅰ）のような気もするけれども、まあいいかという感じですね。（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の指標というのはその程度といえ、それまでなのかもしれない。

ほかによろしいでしょうか。

どうしますか。各委員、（今日の修正を入れて）これ（重点計画）を書き下ろしてもらって、明後日（の定例会議で）確認しますか。それとも、今、もう具体的な修文を示したので、これで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

それでは、事務局案に今出た修正を加えて、令和2年度重点計画を決定します。ありがとうございました。

本橋室長、これは今、この資料はこの資料として、このまま原子力規制委員会資料としてホームページに掲載されて、そして、修正を施して決定した重点計画というのはどういう形になるのですか。ホームページに掲載されるのですか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

ホームページに掲載いたします。

○更田委員長

分かりました。ありがとうございました。

4つ目の議題です。4つ目の議題は、「緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方について」。

説明は、古金谷緊急事案対策室長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

では、資料4に基づきまして御説明をしたいと思います。

EAL（緊急時活動レベル）の見直しの今後の進め方について、お諮りしたいということでございます。

経緯をこちらに冒頭で書いてございますけれども、昨年7月17日に原子力規制委員会の方で、EALに関する課題ということで、EAL判断に考慮する設備について、拡充を検討する余地があるだろうというようなことがございまして、継続検討するということとしておりました。

また、昨年12月18日でございますけれども、EALの見直しをある程度行いましたけれども、そのときにも原子力規制委員会において抜本的にその仕組みを見直すべきではないかと。特に現実的な問題として、特重施設（特定重大事故等対処施設）あるいは多様性拡張施設というようなものも考慮した形での見直しというものを検討すべしというような御指摘が



ありました。

今、我々として認識している課題としては、ここに示す4つがあるのではないかと考えてございます。

1つ目(①)が、特重施設等を考慮したEALの設備の拡充というところでございます。

2つ目(②)といたしましては、日本原燃の(六ヶ所)再処理施設の審査が進んでおりますけれども、これを踏まえて、再処理施設に関しての蒸発固化のところについて、EALを見直す必要があるのではないかとこのところ。

それから、これ(③)は昨年度の訓練の教訓の一つでございますけれども、10条通報(原子力災害対策特別措置法(原災法)第10条に基づく通報)事項のうち、敷地外への影響がない場合、あるいは状況が速やかに収束できる見込みがある場合というようなものについて、原子力規制委員会としてどういう対応をすべきなのかというところでございます。

それから、4番目(④)といたしましては、EALについて、本来のあるべき姿というものについて、少し長期的な視点で検討すべきではないかというところの4つでございます。

これらの課題のうち、まず、我々として検討すべきかなと考えておるのが①のところでございます。これについて、次の1.以下の検討方針で検討を進めたいと考えております。

まず、1.「(1) 検討対象」でございますけれども、特重施設が導入される実用発電用原子炉を対象とするということでございます。当面としましては、まず、PWR(加圧水型原子炉)というところが喫緊の課題でございますので、それをまず対象にするというところでございます。

「(2) 検討のステップ」でございますけれども、3つのステップを検討ステップとして考えてございます。

まずは、「【検討1】 事故進展について整理」というところでございます。特重施設等を考慮して事故進展を整理して、それに応じてプラントの状態を整理すると。その上で、GE(全面緊急事態)として判断すべき事象、これは現在、炉心損傷というものが基本に置かれておりますけれども、そういったところについて、このままでいかどうかということについても整理したいというところでございます。

2ステップ目としましては「【検討2】 事故時の対応手順の整理」というところでございます。現在のEALでは、設計基準設備あるいは重大事故等対処設備について考慮しているというところでございますけれども、今後、特重施設、あるいは多様性拡張施設というものを考えた対応手順、あるいは戦略というものを整理していく必要があると考えてございます。

検討の3番目ということでございますけれども、今の「【検討1】」、「【検討2】」というものが整理されたところで、事故進展に応じたプラントの状態から、それぞれのレベル、AL(警戒事態)、SE(施設敷地緊急事態)、GEの判断基準というものを検討してはどうかということでございます。

2. のところ、具体的な対応の手順と進め方というところがございますけれども、当然、事業者にも協力をいただくというところで、できるだけ公開の場で検討していきたいというところがございます。

特に「【検討2】」の課題等々については、事業者の方で詳しく検討いただくということが必要かと思しますので、ATENAを中心に整理していただくということを考えてございます。ただ、当然のことながら、今回対象としている特重施設等を考えるということになりますので、非公開の開催ということもあり得ると考えてございます。

こういった整理を終えた後、所要の規程類の改正、具体的には（原災）指針（原子力災害対策指針）あるいは関係する規則類といったようなものの改正案を示して、原子力規制委員会の方にお諮りしたいというところがございますし、当然、関係する自治体等々がございますので、そういったところにも適宜情報提供したいと考えてございます。

検討の体制は、次の3ページ目のところに別紙で書いてございますけれども、検討チーム（特定重大事故等対処施設等を踏まえた緊急時活動レベル（EAL）の見直しの検討チーム）というものを立ち上げまして、委員としては伴委員と山中委員に御参加いただきたいと思っておりますし、幹部としては放射線防護の関係の幹部（核物質・放射線総括審議官）の山田審議官、それから、緊急時対応の対策監（緊急事態対策監）の山形対策監に御参加いただいて、それぞれの事務方ということを考えてございます。あとは、技術基盤グループ、それから、原子力規制部の審査グループにも協力いただきたいと考えてございます。

当然のことながら、事業者にも参加いただくということで、ATENA、それから、当面、特重施設が関係する3つの電力会社（関西電力、四国電力、九州電力）にも御参加をいただきたいと考えてございます。

最後、検討のスケジュールでございますけれども、今後、ここで御了解いただければ、適宜公開会合を開催していくというところで、まずは本年6月ぐらいまでをめどに一定の結論を導きたいと考えております。

この結論の結果を踏まえて、原子力規制委員会の方にその結果を報告するとともに、（原災）指針あるいは規則類の改正案を提示するというところで御検討いただきたいと考えてございます。御決定いただいた後に、当然のことながら、公布、施行ということで、事業者の防災業務計画（原子力事業者防災業務計画）への反映というものも行っていくという段取りを考えてございます。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

2つのパート、まず、そもそもEALに係る課題、前文（資料4の冒頭）のところに書かれている①から④までの課題ということ、これは後で議論しましょう、全体の話。

ただし、とにかく急ぐのは、特定重大事故等対処施設の供用が始まった場合は、これはEALの手直しをしないわけにはいかない。そこで、これは急ぐので、まずこれをやりましょ

うという提案ですけれども、御質問、御意見はありますか。

○田中委員

1個教えてください。

これはSA施設（重大事故等対処施設）と、また、特重施設の一部が兼用になっているということになるので、EALの見直しを行うということなのですか。

○更田委員長

いいえ、全然そうではなくて、例えば、特定重大事故等対処施設がないケースにおいては、冷却なり、閉じ込めなりの機能に対して、対処するものがあと1枚となった場合になると10条（原災法第10条事象）をたたいたり（該当したり）、それが機能を落としたら15条（原災法第15条事象）をたたく（該当する）わけですけれども、そのままのEALで特定重大事故等対処施設が供用されると、これまでのEALを適用すると、10条をたたいてしまったり、15条をたたいてしまったりするのだけれども、特重施設があるために施設はびんびんしているということが（あり得る）、要するに、後段の対処策を強化しましたので。そうすると、無用に10条、15条をたたいてしまうことになるのですね。

例えば、特定重大事故等対処施設は、重大事故の緩和が本来の目的ではあるけれども、重大事故等を防止する機能も持っていますので、SA設備（重大事故等対処設備）と相まって重大事故等を防止する能力を持っている。その強化された施設に対して従来と同じEALを適用してしまうと、施設はまだびんびんしている。まだ緊急事態までは何枚も防護策があるとといった段階で、防災上の防護策のトリガーを引いてしまいますので、そうすると、防災上の防護策というのは必ず副作用も伴うわけで、EALとしての適切性を著しく欠いてしまう。そういうことで、特定重大事故等対処施設が供用される原子炉に対しては、その存在を考慮したEALを設けなければならない。それがこの趣旨であります。

山中委員。

○山中委員

まず、特定重大事故等対処施設が導入されたということ的前提に、EALの見直しの議論をしましょうという、この点については、私、やはり喫緊の課題かなと思いますので、是非始めさせていただければと思うのですけれども、（設置する検討チームの）公開、非公開なのですけれども、先日の原子力規制委員会で、特定重大事故等対処施設が導入された場合の保安規定について、少し公開の原子力規制委員会の場で御議論いただいたかと思うのですが、公開の場で特重施設のこういうEALの議論をまずやらせていただくということは可能かなと思います。

どういう機能を持った道具がそろうのかということを考えて、まずは議論を進めるということは可能かなと思うのですが、細かな手順とか戦略ということになって、個別プラントの話になってくると、非公開ということもお認めいただく必要があるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長

一定程度の非公開は、私もやむを得ないと思います。ただし、EALの本来の性質からすると、機能喪失したとき、それが本来の機能を発揮できないとみなされたときというトリガーの引き方をしているので、極めてマニアックというか、細かいEALの設定の仕方をしない限りは、その機能が存在する、存在しないですべていけるので、公開でも議論はできると思います。

ただ、それ以前に、ここ（別紙）に出てくる原子力規制庁のメンバー、それから、委員は、特重施設情報に関して情報を知り得る資格というか、クリアされた人だと思うのですね。それから、関西電力、四国電力、九州電力もそうだと思うのだけれども、ATENAというのは特重施設情報にアクセスする資格は持っているのですか。これは被規制者ではなくて業界団体ですよ。

#### ○山形長官官房緊急事態対策監

原子力規制庁の山形ですけれども、今の段階ではATENAは情報は持っていません。ATENAに情報を渡すためには、我々の方で審査といいますか、手続を踏めば可能ですけれども、その基準というのは、機密を守る体制があるですとか、そういうところをきっちり審査した上で、渡すなら渡すということにはなりますが、現在は渡していません。

#### ○更田委員長

そうであれば、この検討チームの設置に先立って、ATENAという組織の中で機密情報をきちんとハンドリングできるかどうかということの体制としての確認と、それから、情報にアクセスする個人の特定をきちんとやって、その個人の信頼性を確認してもらいたいと思います。その仕組みについては、これまでも例がないわけではないのだろうと思いますので、それはきちんとやってもらいたいと思います。

それから、もう一つ、コメントとしては、これはATENAを頭に出し過ぎだと私は思う。これは前文に書かれている議論でもそうなのですけれども、後でお話をしますけれども、EALというのは、優れて個々の事業者が自らの責任でもって納得できるものでなければいけないと思っていて、もっと複雑なことを言えば、ETE（避難時間推計）という、要するに、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）が避難を行う上での必要な時間、これ、評価、あくまでETEはエスティメート（推計）ですけれども、そういったサイト特性との関連だって全くないとは言わない。ただし、サイト特性を関連付けると、非常に複雑なものになって、それがいいかどうかというのはまた別途議論等はあると思っています。

ただ、例えば多様性拡張施設であるとか、これはP（PWR）の呼び方ですね。B（BWR）の呼び方は何か違う言い方をするけれども、いわゆる自主設備もそれぞれの施設が持っている、防災上の防護策のトリガーを引く必要があるか、ないかは、当然、設計基準対象設備、重大事故等対処設備、それから、こういった特定重大事故等対処施設、更に言えば、そういった多様性拡張施設や自主施設も関連してくるものなので、本来は個々の事業者が個々の事業者できちんと確認し、納得するものにすることが必要で、もちろん全体としてのそういったEALを設定するためのガイドラインみたいなものは、米国でいえばNEI（米国

原子力エネルギー協会) が作っているの、NEIを倣った組織、我々は日本版NEIですと言っているATENAにしてみれば、当然、参画したいのだろうと思うけれども、これはね、原子力規制庁側の資料としては、いきなり「ATENAからの協力を得ながら整理し、公開会合で検討する。」とか、ATENAで整理することを求めるという方針は踏み込み過ぎだと思う。やはり事業者がきちんとやるべきだと思うのですが。

田中委員。

○田中委員

私も全く同感でございます、先ほど2つ言おうとしたことの2つ目は、ATENAからの協力というのは、これは業界団体でもあるし、我々としては、本当にアメリカのNEIはそれなりの実績とか経験等がある、それなりにNRCからも信用されているものだと思うのですが、本当にまだATENAがそのレベルまで行っていないということもあり、業界団体ということもあるから、もう少し注意して書いた方がいいと思いますし、これから議論をしていくときも、どのような観点でもって彼らから意見をもらうのか。別に意見をもらわなくても、電力会社からいろいろと考えが示されるかもわかりませんから、そこはしっかりと整理して考えておいた方がいいのかなと思いました。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁、古金谷でございます。

今、御指摘いただいた点、承知いたしました。検討に当たって、原子力事業者、関西電力、四国電力、九州電力、そういったところにしっかり協力いただくという形にもしたいと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

もう一つは、この検討チームの原子力規制庁側のメンバーですけれども、特定重大事故等対処施設の審査、それから、保安規定の審査に携わったメンバーとどのぐらいオーバーラップしているのだろう。あまりオーバーラップしていないように見えるのですけれども、私は。

山形対策監。

○山形長官官房緊急事態対策監

名簿上は私と数名でございますけれども、当然、(関係する)管理官を通じて関係部署には協力していただきます。

○更田委員長

ちょっとねと思うのは、EALを検討するのだったら、特重施設の設計に関して、それぞれの関西電力、四国電力、九州電力と議論を積み重ねてきた経験がここへ生かされないのはおかしいし、それから、保安規定の議論も、この間、非公開の臨時会議等でやりましたけれども、新たに防護側の人たち、オフサイト側の人たちが入るのは、それはそれで重要なだけでも、オンサイト側に関しては、審査経験、特に保安規定の審査経験等をきっちりこれに反映させてほしいと思いますので、メンバーはこんなものということかな。

私としては、保安規定の審査等に当たった人間にがっちり参加してもらいたいと思います。山形対策監（新基準適合性審査チーム長）がいるから平気だと胸をたたいてもらってもいいのだけれども、やはりそうもいかないだろうから。

ほかにありますか。よろしいですか。

前文、前書きの部分ですが、4段階で書かれていて、①は、今議論してきたように、特定重大事故等対処施設の審査。これは、ですから、供用が開始されてしまうので、そうなったときにはEALが改められている必要があるということで、これはとにかく急ぐと。

2つ目（②）、これは「RRP」、日本原燃の（六ヶ所）再処理施設を踏まえているわけですが、これはまだ事業に関わる判断に至ってはいないのですが、事業の判断次第ではEALの見直しをきちんとしていかなければならないということで、これもうなずけると。

③、④は、これは少し、もっとずっと大きな話、具体的な話ではなくて。

③は、これは原子力規制委員会発足時から、私が覚えているのは、最初の訓練等のときから、ここには割とさらっと書かれているけれども、10条に限らず、いわゆる解除問題なのですけれども、これは非常に大きな課題として横たわっていて、今、トリガーを引くこと、引き金を引くことだけを考えているのだけれども、撤収（解除）のことは、東京電力福島第一原子力発電所事故でもそうだし、その他の事例でもそう、例えば、JCO（東海村JCOウラン加工工場臨界事故）のときでもそうですけれども、（避難の）発令よりも撤収（解除）の方がずっと難しいのですね。更に言えば、撤収のとき、解除のときは、関係者との間のコミュニケーションをとった上で解除しないといけなくて、一方的な解除というのは（避難の）発令以上に混乱を引き起こすので、解除問題というのは非常に大きな問題です。ただし、上の急ぐものが、①のようなものがあるから、まずそちらからと。

④は、本来あるべき姿というのは、先ほど少し触れましたけれども、仮に米国のケースが先に進んでいる、元々、PAZ、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）、EAL、OIL（運用上の介入レベル）というのは米国で運用が始まったものだから、そういった意味では米国が先を行っているわけですが、米国でEALがどう決まっているかという点、現在ではNEIがガイドラインを示して、そのガイドラインに沿って各事業者が定めている。

それは、私は、当然、先ほど申し上げた理由で、自らの施設のことを一番よく知っているのは事業者なのであって、事業者が責任を持ってEALを定めるべきだと思いますけれども、これも原子力災害対策指針の中で今示しているという状態と、それから、当然、EALは防災上の防護策と関連してくるので、自治体との関係を抜きに進めることはできないので、これはこれで非常に大きな課題だと思います。EALをどう定めるべきかという議論は、事業者だけではなくて、当然、（地方自治体が作成する）地域防災計画との関係が出てくるので、これも③と同様に長期的な課題だと思っています。

何かこの前文、この4つのカテゴリーとか、ほかに何かありますか。

伴委員。

○伴委員

ほかにではなくて、今の正に更田委員長がおっしゃった③、④というのは、私はここが非常に重要であると思っていますのですが、私の印象としては、現在のEALが非常にペシミスティックな事象進展の速い状況に偏っているのではないかという、そういう感じを持っています。そのEALを使って、事象進展が非常に遅い場合にどういうことが起きるかということをもっと真剣に考えるべきだろうと思います。

そうすると、例えば、事態はそれほど切迫していないのに、無理な避難を要請したりとか、あるいは屋内退避がいたずらに長引いたり、あるいはほとんど役に立たないという状況になってしまうので、これに関しては、どこかの時点で集中的に議論をすべきではないかなと私は思います。

○更田委員長

集中的に議論するべきなのだけれども、これは本当に難しい問題です。例えば、屋内退避一つを考えてみても、今だと、屋内退避が始まって、非常に進展が緩い、例えば、更には、例えば、重大事故等対処施設の審査や特定重大事故等対処施設の審査を通じて我々は経験していることだけれども、閉じ込め性能を、長く閉じ込められるように、従前に比べれば、はるかに長く閉じ込め性能を維持できるようにしている。

ところが、10条、15条は従来とそれほど変わらなくたたかれるわけですよ。例えば、炉心損傷となったら15条をたたいて、そうすると、屋内退避となるのだけれども、では、ブルームが飛ぶのはいつだというと、48（時間後）だったり、60（時間後）だったり、場合によっては100時間後となると、もうそのころには屋内退避なんてなかなか成立させるのが難しくなってきた、更には例えばShadow Evacuationも大きくなっていて、肝心のブルームが飛んだときに人が動いているとなりがねなくて、ですから、屋内退避を早くかけ過ぎることの問題というのは非常に大きな問題だと思っています。

ただ、一方、屋内退避と、それから、PAZの避難との関係というのがありますよね。だから、なかなか一概には難しいのだけれども、そして、更には例えば解除案件（解除問題）ですね。ソースタームが後ろ側に寄ったものというのは、ふだんやっていないではないですか。原子力総合防災訓練なんかも、本当にめちゃめちゃ進展が速くて、さっさと出すというものばかり考えているけれども、そうではなくて、事故に至ってソースターム、要するに、放射性物質の放出の起きるのが1週間後とか15日後というものに対して、どう備えるかというようなものはなかなか大きな課題だと思えます。

これは可能であれば並行して議論をしておきたいと思えますけれども、これは（検討するのは）どこだろうな。どこにボールがというのは少し考えますけれども、引き続き原子力規制委員会として議論をしていきたいと思えます。

では、今の4つ目の議題については、事務局案を了承ではないですね、事務局の提案に今出たコメント、指摘を踏まえて、ただし、設置することについては、認めてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

では、提案の検討チームを設置し、また、今出た指摘を踏まえた上で検討作業を進めてください。ありがとうございました。

本日最後の議題ですが、「令和元年度第3四半期における専決処理について」。

説明は、児嶋総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、令和元年度第3四半期における専決処理につきまして御報告いたします。資料5-1に沿って御説明させていただきたいと思っております。

まず、専決事項で、第3四半期、昨年10月から12月までのもので合計89件ございました。この1年間のどの四半期もおおむね120件程度か、それ以上ございましたが、今回は減っております。

原因ですが、特段の規制強化等に係るような、一つのトピックに関して集中的に認可するとかいったものがなかったからと思われまして。そういう意味で、全体的に減っているところでございます。

1番(1.)、炉規制法の関係ですが、今期は75件ございました。

まず、「(1)原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係」でございます。4件ございました。

その例に出ているもんじゅの関係につきましては、その下にあります「(5)廃止措置計画の変更の認可関係」と事実上同件でございます。もんじゅのナトリウム洗浄後の使用済燃料を缶詰缶に収納する作業が終了するので、その缶詰作業のための装置を性能維持確認のための検査から外すという保安規定の変更に係るものでございました。

(2)でございます。これは核物質防護規定の変更の認可の関係です。これはいずれも、38件ございましたけれども、工事に伴って防護装置や防護区域の変更に伴うものでございました。

続きまして、(3)でございます。実用炉の使用の期間及び方法の承認関係でございます。これは1件だけでございます。その例に出ている美浜発電所3号機で、炉内構造物を取り外したものを蒸気発生器保管庫に保管するということに関する使用承認でございました。

(4)でございます。溶接事業者検査等の実施体制に係る評定、すなわち、溶接安全管理審査と定期安全管理審査の関係が計13件ございました。うち、溶接安全管理審査が11件、定期安全管理審査が2件ございました。

これですが、1件補足説明させていただきたいことがございます。資料5-2の中では「13/19」とあるところ(ページ)を御覧ください。

一番上に、ナンバー(整理番号)でいきますと、「56」というのがございます。九州電力の玄海原子力発電所の定期安全管理審査でございます。これは平成23年に定期安全管理



審査の申請がございまして、最終的な評定を行ったのが令和元年11月21日でございます。これに時間が掛かっておりますけれども、定期安全管理審査の対象期間が、定検（定期検査）が終わって起動してからまた定検に入って、その定検が終わるまででございます。

玄海原子力発電所に関しましては、平成23年に運用を停止してから、平成30年6月に再稼働いたしました。そういう意味では、今回の審査期間は、平成30年6月に再稼働してから、その後の定検が終わった令和元年10月までとなっておりますので、結局、平成23年から30年6月までの間がすぽっと抜けているために、このような形で時間が掛かっているものでございました。御参考まででございます。

それでは、一番初めの紙（1ページ）にお戻りください。

「（5）廃止措置計画の変更の認可関係」は、先ほど申し上げたもんじゅの缶詰作業が終了したことに伴う、その装置の性能維持期間を短くするという変更でございました。

（6）でございます。「（6）核燃料物質の使用の変更の許可関係」です。いずれも4件ございまして、そのうち、この例に出ているのは、核燃料物質の湧き出しがあったので、保管する核燃料物質の種類と数量を変更するものでございました。

その下の（7）でございます。これは核燃料物質の使用施設の保安規定の変更の認可関係です。これは1件で、（JAEAの）核サ研（核燃料サイクル工学研究所）の液体廃棄設備の撤去に伴うものでございました。

（8）です。「（8）国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係」が7件。うち5件が使用測定点の新規設定に伴うものでございました。

（9）でございます。これは1Fの実施計画の変更の認可関係6件。いろいろとございましたけれども、この例にありますように、滞留水とか、それ以外のALPS（多核種除去設備）処理水に係る工事の関係での実施計画の変更が3件ございまして、残り2件は核物質防護関係の装置の変更等でございました。

電気事業法の関係の（10）、これは先ほどございました美浜発電所の蒸気発生器に係るものと全く同じでございます。先ほどの（3）と同件でございます。

最後でございます。放射性同位元素等規制法（放射性同位元素等の規制に関する法律）の関係が13件ございました。

「（11）放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係」は10件でございます。そのほとんどが、いつもと同じで放射線発生装置の設置や変更に関するものでございました。

（12）、これはこの1年間で初めてのものでございますけれども、廃棄の業の許可又は変更の関係でございました。廃棄業に関して変更がございました。

（13）は、特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係、いずれも許可の使用者の地位が合併によりほかの法人に承継されたものでございました。

以上、報告をいたします。私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。

(事務局の動きを見て) そうか、議題1がまだ残っていましたね。

古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

議題1のところでございます。先ほど伴委員の方から御指摘があった点、調べてまいりました。それで、先ほどの「抑制し、又は低減」というような表現がほかのところでも用いられていないかということで、上位文書、具体的には規則レベルでございます、そちらでは使われているところはないということでもございました。

ただ、こういった審査基準のレベル等々でほかにも使われているところがありそうでございますので、もう少し精査をさせていただいて、今後、改正するかどうかというのを検討してまいりたいと思います。

ですから、今回の件につきましては、これでできれば御決定いただいて、今後の課題という形で、今後、対処させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○更田委員長

伴委員、何かありますか。

○伴委員

はい。結構です、そういう形で。

○更田委員長

大丈夫ですか。

○伴委員

はい。大丈夫です。

○更田委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、先へ進めたいと思いますが、まず、パブリックコメントで御意見を頂きましたので、この提出意見に対する考え方について、別紙1の事務局案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

そして、別紙2の内規類の改正について、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、別紙1の事務局案、提出意見に対する考え方をこのように整えて、別紙2の

内規類の改正について決定します。ありがとうございました。

今度こそ本当に予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。